

売上高 10 億円突破支援プロジェクト 質疑応答集

令和 8 年 6 月 15 日作成

令和 8 年 6 月 25 日改定

令和 8 年 7 月 30 日改定

長野県産業労働部経営・創業支援課

No.	質問	回答
1	・当社は海外に議決権の 50%以上を有する法人がある。当社および当該海外法人は「企業グループ」として標記プロジェクトへ応募することとなるが、その際の売上高の算出方法について教えてほしい。	・標記プロジェクト実施要領第 2 条第 1 項第 1 号にあるとおり、「全ての企業の売上高を合計」することを基本とします。<u>ただし、企業グループを 1 つの企業とみなした場合、グループ外への販売総額が実質的な売上高であることから、グループ内全ての企業の売上高合計からグループ内企業間の取引額を減算した額を、当該企業グループの売上高とすることもできるものとします。</u>
2	・当社は、県外の中小企業（県内に拠点はない）が議決権の 50%以上を有しており、県内に主要拠点を有する中小企業となるが、本プロジェクトに応募することは可能か。	・同社と県外の中小企業をグループとみなした場合、親企業が県内中小企業ではないため企業グループとしての本プロジェクトへの応募は出来ません。また、当該県外の中小企業が議決権の 50%以上を有するため、一般的には同社はプロジェクト実施に係る当該企業の意向を踏まえる（同社単独での自由かつ迅速な意思決定が難しい）と想定されることから、原則、同社単独での応募も不可とします。<u>しかし、同社が自由な意思決定のもと本プロジェクトを実施できることが明確（例えば、当該県外の中小企業が同社のプロジェクト実施を全面的に支援（同社の意思決定を全面的に支持）する意思が明確に分かるなど）な場合は、この限りではありません（同社単独での応募を可とします）。</u>
3	・当社は本社登記が県外であるが、県内に拠点を有する。県内に主要拠点があるかの判断についてはどの様に行うのか。 ※令和 8 年 6 月 25 日改定	・原則として、次のいずれかに該当する場合に「主要拠点」とであると判断いたします。 ①事業者の全従業員数のうち過半数が当該県内拠点に所属している ②事業者の総売上高の過半数を当該県内拠点が創出している ③当該県内拠点が「履歴事項全部証明書」に記載（登記）されている ・一方、上記により難しい場合は、事業者様の実態を確認させていただきますので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。

		・なお、中小企業成長支援補助金や中小企業国内販路開拓助成金へご応募いただく際は、応募要件として「履歴事項全部証明書」を求めています。当該書類に主要拠点が登記されていることが必須となりますので、ご留意のほどお願いいたします。
4	・当社は「医療法人」であるが、本プロジェクトの支援対象者となることができるか。 ※令和8年7月30日改定	・標記プロジェクト実施要領第2条第1項第1号及び第1条第1項第1号に基づき、支援対象者は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である必要があります。 ・また、中小企業基本法に基づく中小企業者は、所定の要件を満たす「会社」や「個人」であり、「会社」とは会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社、土業法人）を指します。 ・一方、中小企業信用保険法においては、上記以外にも、「医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの」も中小企業者に該当します。 ・「<u>医業を主たる事業とする法人</u>」、特に<u>医療法人</u>は一般的には非営利性が高いものの、地域において、成長等による持続的な経営が望まれる面もあることから、本プロジェクトによって<u>成長を支援し経営の持続化を図ることは一定の意義があるもの</u>と思料します。 ・よって、当該趣旨に基づき「成長志向企業宣言」を行う、医業を主たる事業とする法人については、<u>その成長に係る取組について、本プロジェクトの支援対象</u>とします。